平成 28 年 4 月 25 日

花見会計事務所だより No.43

★平成 28 年度税制改正のうち、皆様の関心が高そうな項目を抜粋し、概要をお伝えします。

【消費税・軽減税率制度の導入】　適用：平成２９年４月１日以後行う資産の譲渡等より

消費税率の 10%への引上げに伴い軽減税率制度が導入され、一部の品目が８%に据え置かれます。

- 対象品目…飲食料品（酒類及び外食を除く）、週２回以上発行される新聞の定期購読料
- 「外食」に当たるか否かの区分例

外食に当たる（通常税率）	外食に当たらない（軽減税率）
牛丼屋、そば屋、寿司屋等の店内飲食	牛丼屋、そば屋、寿司屋等のテイクアウト、出前、宅配
フードコートでの飲食	飲食設備が無い屋台での飲食料品
ケータリング、出張料理	学校給食、老人ホーム等での食事の提供

- 軽減税率制度の導入に伴い、平成 33 年４月以降インボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。それまでの間は、税率等を区分記載した請求書等の保存が求められます。
- 仕入及び売上を税率毎に区分することが困難な事業者については、経過措置として、取引金額のうち一定割合を軽減税率対象品目の取引として計算する特例を選択することができます。

【法人税率の引き下げ】　適用：平成２８年４月１日以後開始する事業年度より

法人税の税率（現行 23.9%）が引き下げられます。併せて、法人事業税所得割の税率の引き下げも行われます。

	現行	平成２８年４月１日以後開始事業年度	平成 30 年４月１日以後開始事業年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
（参考）国・地方の法人実効税率 *標準税率が適用される場合	32.11%	29.97% （▲2.14%）	29.74% （▲2.37%）

- 中小法人の場合、課税所得が年 800 万円までの部分は法人税率が 15%になります。そのため、実際の課税にあたっての実効税率は上記と異なります。

【その他の改正項目】

- 法人税における青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越控除制度について、平成 30 年４月１日以後に開始する事業年度において生じた欠損金より繰越期間が 10 年（現行９年）に延長されます。
- 法人税における減価償却制度について、平成 28 年４月１日以後取得する建物付属設備及び構築物の償却方法が、定率法が廃止され定額法に一本化されます。
- 国税のクレジットカードによる納付制度が創設されます（平成 29 年１月４日以後クレジットカード会社に国税の納付を委託する場合について適用）。

【北村より一言】
消費税の引上げと軽減税率の導入については、今後の情報にもご注目ください。
他の改正内容や詳細はスタッフまでお尋ねください。

花見会計事務所
TEL：026-248-7500
MAIL：info@hanami-kaikei.jp
URL：http://hanami-kaikei.jp